

11. 認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク加盟団体一覧 (平成27年4月1日現在 47都道府県48団体)

都道府県	法人	名称	相談電話	相談対応曜日	備考	特記事項
北海道	公	北海道家庭生活総合カウンセリングセンター (北海道被害者相談室)	011-232-8740	月～金	○☆	弁護士による法律相談(無料) 性暴力専用ダイヤル(011-211-8286, 平成26年4月1日から実施)
	一	北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター (北・ほっかいどう被害者相談室)	0166-24-1900	月, 火, 木, 金		臨床心理士によるカウンセリング(無料)
青森	公	あおもり被害者支援センター	017-721-0783	月～金	○☆	弁護士による法律相談(2回まで無料) 臨床心理士によるカウンセリング(4回まで無料) 性暴力被害者専用相談電話(りんごの花ホットライン017-777-8349)
岩手	公	いわて被害者支援センター	019-621-3751	月～金	○☆	弁護士による法律相談(無料) 性暴力被害者専用相談電話(019-601-3026)
宮城	公	みやぎ被害者支援センター	022-301-7830	火～金 (月は予約の相談日)	○☆	性犯罪被害者専用相談電話 0120-556-460
秋田	公	秋田被害者支援センター	018-893-5937 0120-62-8010	月～金	○☆	弁護士による法律相談(無料) 臨床心理士によるカウンセリング(無料) 精神科医師による治療(無料) 犯罪被害者に対する経済支援(特別支援)
山形	公	やまがた被害者支援センター	023-642-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談(1回無料) 臨床心理士によるカウンセリング(1回無料)
福島	公	ふくしま被害者支援センター	024-533-9600	月～金	○☆	弁護士による無料法律相談(無料) 臨床心理士によるカウンセリング(無料) 性暴力等被害相談電話(024-533-3940)
茨城	公	いばらき被害者支援センター	029-232-2736	月～金	○☆	弁護士による法律相談 (無料, 弁護士入室日は要問合せ)
栃木	公	被害者支援センターとちぎ	028-643-3940	月～金	○☆	弁護士による法律相談(無料) 臨床心理士によるカウンセリング(無料)
群馬	公	被害者支援センターすてっぐぐんま	027-243-9991	月～金	○☆	弁護士による法律相談(無料) DV被害者一時保護シェルターの運営
埼玉	公	埼玉犯罪被害者援助センター	048-865-7830	月～金	○☆	性暴力等犯罪被害者専用相談電話 (アイリスホットラインやさしい048-839-8341) 弁護士による法律相談(月2回, 1回無料, 予約制) 臨床心理士によるカウンセリング(月2回, 無料, 予約制)
千葉	公	千葉犯罪被害者支援センター	043-225-5450	月～金	○☆	弁護士による法律相談(無料, 毎月第3木曜日午後2時から4時まで) 臨床心理士によるカウンセリング(無料, 月5回・予約制)
東京	公	被害者支援都民センター	03-5287-3336	月～金	○☆	臨床心理士等によるカウンセリング(無料)
神奈川	N	神奈川被害者支援センター	045-311-4727	月～土	○☆	性被害専用(045-328-3725, 月～金)
新潟	公	にいがた被害者支援センター	新潟 025-281-7870 長岡 0258-32-7016 上越 025-522-3133	月～金	○☆	弁護士による法律相談(3回まで無料) 臨床心理士によるカウンセリング(3回まで無料)
富山	公	とやま被害者支援センター	076-413-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談・臨床心理士によるカウンセリング(原則初回相談無料)
石川	公	石川被害者サポートセンター	076-226-7830	火～土	○☆	弁護士による法律相談(初回無料, 要予約) 臨床心理士による心理相談(初回無料, 要予約)
福井	公	福井被害者支援センター	0120-783-892	月～土	○☆	臨床心理士によるカウンセリング(無料, 毎木曜日午後, 要予約)
山梨	公	被害者支援センターやまなし	055-228-8622	月～金	○☆	弁護士による法律相談(無料) 臨床心理士によるカウンセリング(無料)
長野	N	長野犯罪被害者支援センター	長野 026-233-7830 中信 0263-73-0783 南信 0265-76-7830	月～金	○☆	
岐阜	公	ぎふ犯罪被害者支援センター	058-268-8700 0120-968-783	月～金	○☆	弁護士による法律相談(無料) 臨床心理士による相談(無料)

都道府県	法人	名称	相談電話	相談対応曜日	備考	特記事項
静岡	N	静岡犯罪被害者支援センター	054-651-1011	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料）
愛知	公	被害者サポートセンターあいち	052-232-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料，第2・4水曜日） 臨床心理士によるカウンセリング（原則5回まで無料）
三重	公	みえ犯罪被害者総合支援センター	059-221-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料，第4水曜日） 臨床心理士による心理相談（無料，第2水曜日）
滋賀	N	おうみ犯罪被害者支援センター	077-525-8103 077-521-8341	月～金	○☆	性被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)支援業務
京都	公	京都犯罪被害者支援センター	075-451-7830 0120-60-7830	月～金	○☆	京都市から犯罪被害者総合相談窓口業務を受託（通訳派遣など実施） 弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料）
大阪	N	大阪被害者支援アドボカシーセンター	06-6774-6365	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料，90分） 臨床心理士によるカウンセリング（3回まで無料）
兵庫	公	ひょうご被害者支援センター	078-367-7833	火，水，金，土	○☆	被害者に精通した弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士による心理相談（無料）
奈良	公	なら犯罪被害者支援センター	0742-24-0783 0744-23-0783 (中南和相談コーナーは月，火)	月～金 中南和相談コーナーは月，火	○☆	弁護士による法律相談（2回まで無料） 臨床心理士によるカウンセリング（2回まで無料）
和歌山	公	紀の国被害者支援センター	073-427-1000	月～土	○☆	弁護士・臨床心理士による移動相談（無料，5月・10月）
鳥取	公	とっとり被害者支援センター	0857-30-0874	月～金	○☆	弁護士による法律相談（1回 無料） 臨床心理士による無料カウンセリング（毎週火曜日午前中）
島根	一	島根被害者サポートセンター	0120-556-491	月～金	○	臨床心理士によるカウンセリング（5回まで無料）
岡山	公	被害者サポートセンターおかやま	086-223-5562	月～土	○☆	
広島	公	広島被害者支援センター	082-544-1110	月，水，木，土，第1・第3日	○☆	
山口	一	山口被害者支援センター	083-974-5115	月～金	○	臨床心理士によるカウンセリング（無料）
徳島	公	徳島被害者支援センター	088-678-7830	月，水～土	☆	
香川	公	かがわ被害者支援センター	087-897-7799	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料，第2，4水曜日） 臨床心理士によるカウンセリング（無料，第1，3水曜日）
愛媛	公	被害者支援センターえひめ	089-905-0150	火～土	○☆	弁護士による法律相談（原則1回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（原則1回無料）
高知	N	こうち被害者支援センター	088-854-7867	月～金	○☆	弁護士による法律相談（年1回まで無料） 臨床心理士による心理相談（年1回まで無料）
福岡	公	福岡犯罪被害者支援センター	092-735-3156 093-582-2796 (北九州窓口)	月～金	○☆	性暴力被害専用（092-762-0799，年末年始を除く毎日）
佐賀	N	被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS	0952-33-2110	月～金	○☆	
長崎	公	長崎犯罪被害者支援センター	095-820-4977	月～金	○☆	弁護士による法律相談（1回無料） 精神科医・臨床心理士によるカウンセリング（1回無料）
熊本	公	くまもと被害者支援センター	096-386-1033	月～金	○☆	弁護士による法律相談（初回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（初回無料）
大分	公	大分被害者支援センター	097-532-7711	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料）
宮崎	公	みやざき被害者支援センター	0985-38-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料，第2・4水曜日） 精神科医・臨床心理士によるカウンセリング（無料，第2・4木曜日）
鹿児島	公	かごしま犯罪被害者支援センター	099-226-8341	火～土	○☆	弁護士による法律相談（初回無料，第2・4水曜日） 臨床心理士によるカウンセリング（初回無料，第1・3土曜日）
沖縄	公	沖縄被害者支援ゆいセンター	098-866-7830	月～金	○☆	

注 N：特定非営利活動法人，公：公益社団法人，一：一般社団法人
 「○」は，犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けていることを，「☆」は公益社団法人，特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人として認定されており当該団体に対する寄付金については税制上の優遇措置があることを示す。

